

電力広域的運営推進機関からの指導文書への報告について

本年4月19日付けお知らせのとおり、当社が事業実施主体である「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」における佐久間東幹線（山線）他増強工事（以下、「本プロジェクト」）の工事費増額に関して、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」）から「電気事業法第28条の40第1項第6号の規定に基づく電気供給事業者に対する指導について」を受領しました。

当該指導に対し、今般、概略設計精度の改善、発注手順等の明確化、プロジェクトの管理体制の強化、更なるコスト低減に向けた取り組みを内容とする再発防止策等を取りまとめ、本日付けで広域機関に報告しました。報告の概要は添付のとおりです。

当社は、これらの改善に確実に取り組み、電力安定供給の確保に向けて本プロジェクトを遂行していきます。

（添付資料）

報告の概要（今回の事象の概要と再発防止策について）

以 上